

# 工事請負業者等級別格付基準

## (目的)

第1条 八尾市財務規則（昭和39年規則第33号。以下「規則」という。）第99条に規定する資格審査に関しては、別に定めがあるもののほか、この工事請負業者等級別格付基準（以下「格付基準」という。）の定めるところによる。

## (業種)

第2条 この基準において等級別格付を行う業種は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第2項において定められた建設工事の種類のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事とする。

## (点数)

第3条 等級別格付に使用する点数は、規則第99条に規定する事項について審査した点数とし、資格審査基準日において、業法第27条の23第2項の規定に基づく経営事項審査の結果通知書（以下「通知書」という。）の審査基準日から1年7月を過ぎていない通知書の総合数値とする。

2 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生（再生）手続開始の決定を受けた場合は、更生手続開始決定日を審査基準日とする通知書の提出により、再度格付を行うものとする。

## (格付調整)

第4条 国における経営事項審査制度の改正等により、特に必要があると認められるときは、格付の調整をすることができる。

## 附 則

- 1 この基準は、平成12年6月1日から適用する。
- 2 工事請負業者の資格を定める場合の審査要領（昭和57年4月1日制定）は廃止する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成14年6月1日から適用する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成14年8月1日から適用する。

## 附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。